

(第一部)

第三十九回 參議院内閣委員会會議錄

昭和三十六年十月三日（火曜日）

説明員
外務省アジア
局外務參事官
宇山
厚君

九月二十八日委員林山道雄君書任につき、その補穴として加藤武徳君を議長において指名した。

出席者は左の通り

理事

石原幹市郎君
上原正吉君
加藤武徳君
下村定君
中野文門君
一松定吉君
松本治一郎君
横川正市君
赤松常子君

○本日の会議に付した案件
○建設省設置法の一部改正する法律案
(内閣提出)

○特殊海事損害の賠償の請求に関する
特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○連合国占領軍等の行為等による被害
者等に対する給付金の支給に関する
法律案(内閣送付、予備審査)

○国家行政組織及び国家公務員制度等
に関する調査

(委員辻政信君の消息に関する件)

午前十時五十三分開会

○委員長(吉江勝保君) これより内
閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いた
します。去る九月二十八日村山道雄
君が辞任され、加藤武徳君が選任され
ました。

○委員長(吉江勝保君) 次に、去る
九月二十五日、本委員会に付託されま
した建設省設置法の一部を改正する法
律案を議題といたします。政府から提
案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(中村梅吉君) ただいま
議題となりました建設省設置法の一部
を改正する法律案につきまして、提案
理由及びその要旨を御説明申し上げま
す。

この法律案は、建設事業に関する総合計画及び長期計画の策定、公共用地取得対策の樹立、建設業の振興等に関する行政を推進するため、本省にこれらの事務を所掌する局として、新たに計画局を設置するとともに、直轄事業の事業量の増大に対応するため地方建設局の用地事務機構を整備する等建設省の所掌事務及び機構についてその整備をはかるうとするものであります。以下その要旨を申し上げます。

まず第一に、本省に新たに計画局を設置して、所管行政にかかる建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務、国土計画及び地方計画に関する調査及び立案に関する事務、土地の使用及び収用に関する事務、建設業の発達及び改善の助長、並びに建設業者の監督に関する事務等を所掌するものとしたことがあります。

第二に、計画局の新設により、現在従来の計画局の所掌事務である国土計画及び地方計画に関する事務、土地の使用及び収用に関する事務等が新設される計画局へ移しかえられることに伴ない、従来の計画局の名称を都市局に改めたことがあります。

第三に、地震工学に關し、外国人研修生を含む研修生の研修を行なう事務を建設省の所掌事務に加えるとともに、これらを建設省の付属機関である建築研究所につかさどらせることとしたことがあります。

第四に、直轄事業の事業量の増大及び大都市近傍における用地取得の困難に対処して、関東地方建設局及び近畿地方建設局に用地部を設置することとしたことがあります。

以上のはか、土木研究所において、委託に基づき、建設資材について特別な調査、試験及び研究を行ない、及び建設研修所において測量に関する技術者についても養成及び訓練を行なうことができることとする等、本省及び付属機関の組織に関し規定を整備したことといたしました。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願ひいたします。

○委員長（吉江勝保君） 以上で提案理由の説明を聴取いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長（吉江勝保君） 次に去る九月二十五日、予備審査のため本委員会に付託されました、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣（藤枝泉介君） ただいま議題となりました特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案の提案理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

この法案は、新安全保障条約に基づ

旧行政協定にかわる地位協定における請求権の規定においては、民事請求権に関する第十八條の規定は、全面的に米国がNATO諸国と結んでおります同種協定と同様なものになつたことは御承知のとおりであります。したがいまして、同条第五項(イ)におきまして、日本国にあるアメリカ合衆国軍の船舶の航行等から生じます事故によりまして第三者者がこうむりました被害のうち、物的損害に関する賠償の請求につきましては、同項の他の規定の適用を受けないところとなりまして、米国政府が直接に取り扱うことになります。すなわち、旧行政協定の他の規定の適用を受けないことを規定している第十八条におきましては、その第三項によりまして、海上におけるこの種の海上における船舶に関する賠償請求のようないくつかの事案については、NATO協定のごとく取り扱われるの裁判により解決されるのであります。が、新協定におきましては、米国政府が、新協定においては、日本政府機関または裁判所により処理されることになります。

右のごとく改定になりましたのは、この種の海上における船舶に関する賠償請求のようないくつかの事案については、NATO協定のごとく取り扱われるの裁判により解決されるのであります。が、新協定においては、日本政府機関または裁判所により処理されることになりますが、米国の関係法令に十分通じておられる方には、この点がよく理解されるものと存思ります。

つておりまする辻委員の海外におきまする消息といいますか、そういう点につきまして皆が心配もいたしておりますから、できるだけ詳細に御報告をいただきたいと思います。

○説明員（宇山厚君） 御報告申し上げます。

辻議員は、ただいまお話をございましたように四月の四日東京を出発されまして、同日サイゴンに到着されております。そのサイゴン滞在中にゴ・シンジエム大統領その他政府の要人と会見されたのでござります。そのときに現地の久保田大使に、北ベトナムのほうに行きたいという意向を漏らされたそなでございまして、久保田大使が極力翻意を促しましたということがあつたそうでござります。それから四月の九日にカンボジアの首都プノンペンに行かれまして、その後十一日にバンコックに行つておられます。それから、バンコックから今度は十四日にラオスに行かれております。それからラオスの首都ヴィエンチャンに滞在中、現地の別府大使に対し、自分はペテト・ラオの占拠をしておる地区を通過してハノイに渡つて、そうしてそれから香港に出て日本に帰るようになつたのでござるというお話をありましたので、別府大使から、それは非常に危険でござりますから、おやめになつていただいたほうがいいと思ひますということをしきりに言われたのでござりますが、辻議員はお聞き入れにならなかつたといふことでござります。それからヴィエンチャンに滞在中に、何とかしてペテト・ラオ地区のほうに入つて行きたいために帰れなくなつて、しばらくそこでございまして、大体わかつてお

○説明員（宇山厚君） とめましたのは、その中に入りたいということを述べましたのが、ベトナムの久保田大使、その方と、それからラオスの首都ヴィエンチャンに駐在しております別府大使でございます。その二人とも、何とかしておやめになつたほうがよろしいのじやないかと思いましょうことですか。

○説明員（宇山厚君） と申しますのは、北ベトナムのほうでも、ラオスのパテト・ラオ地区におきましても、どちらも治安が非常に乱れております。しばしば戦闘も行なわれるといふほどに危険な状態でございます。日本側の出先でどうこうしようと思いましてもまあ日本側の出先のないところには友好国の出先機関に頼むというわけでござりますが、そういうことも十分行なわれないようなところでござりますので、非常に危険じやないかと判断されたことと思います。

○松尾吉君 危険というのはどういふことをしきりに繰り返し言われたそうでございませんけれども……。○下村定君 辻議員と縁故のある朝枝おりまして別府大使でござります。その二人とも、何とかしておやめになつたほうがよろしいのじやないかと思いましょうことですか。

○説明員（宇山厚君） と申しますのは、北ベトナムのほうでも、ラオスのパテト・ラオ地区におきましても、どちらも治安が非常に乱れております。しばしば戦闘も行なわれるといふほどに危険な状態でございます。日本側の出先でどうこうしようと思いましてもまあ日本側の出先のないところには友好国の出先機関に頼むというわけでござりますが、そういうことも十分行なわれないようなところでござりますので、非常に危険じやないかと判断されたことと思います。

○松尾吉君 そういう危険だということを通告することについては、何か根拠でもあるのですか。ただ治安が乱れておるというだけで、だれかそういうような生命に危険を感じたという実例があることを前提として辻君をとめたのか、ただ治安が乱れたから危険だが行なわれております。砲弾が飛んでせんか。

○説明員（宇山厚君） ただいま申し上げましたように、しばしば戦闘行為が行なわれております。砲弾が飛んでおる地方でござりますし、警察などが

しっかりしておるというわけではございません。非常に危険だと見るのがあたりませんじゃないかと思います。

○下村定君 辻議員と縁故のある朝枝という人、これがヨーロッパからの帰りに、どこから頼まれたか私は知りませんが、現地に寄つて消息を調べてくる、そして日本に帰るということを聞いたことがあるのですが、それに聞いて何かお聞き及びはありませんか。

○説明員（宇山厚君） 実は二、三の方が頼まれて調べられたということを聞いておりますけれども、その結果は辻議員の消息がわかつたということは聞いておりません。先ほど申し上げましたのは、現地の大使館で現地人のところをいろいろ調べました結果だと思っています。

○横川正市君 私はまあ議員と、それから外務省の海外旅行許可をする部門との関係で、何か特別な取り扱いをする関係があつて、本人の意思を尊重しご過ぎたという観点があるのじやないかという点で聞きたいのですが、海外旅行をする場合に身辺の保証のない地域に対しては許可を与えない、これが本人の行動ですね、しかし、そのことは本人の身辺に危険が伴うものだとおもないのであります。なお外務省におきましても、全力をあげて調査をされますが、なお生死についての確認はされておりませんので、私どもとしましては、無事でありますることを祈つてやまないのであります。なお外務省に他に御発言もなければ、本件はこのおおつたわけじやないです。そういう場合、これはとめる方法は全然ないわけですか。今までのところ、在外公館としては。

○説明員（宇山厚君） 実はバンビエンというところで、さらにパテト・ラオス地区に辻議員が入りたいと言つていろいろ工作しておられたということがわきましたのは二ヵ月あとのことなります。先ほど申し上げましたように辻議員がヴィエンチャンという首都から去られましたのは四月の二十一日で

るでございまして、それからもう大使館のほうではどこへ行かれたのか消息がわからなかつた。それからいろいろ問題になりました、八方手配をしてお出でくるのじやないかと思うのです。

○委員長（吉江勝保君） ほかに御発言ございませんですか。

○下村定君 辻議員の場合は、それからもうどうがなかつたというだけではありませんでした、本人が行くんだが出てくるのじやないかと思うのです。

○説明員（宇山厚君） とにかく御発言ございませんでした、本人が行くんだが出てくるのじやないかと思うのです。

○委員長（吉江勝保君） ほかに御発言ございませんですか。

○下村定君 辻議員と縁故のある朝枝

という人、これがヨーロッパからの帰

りに、どこから頼まれたか私は知りま

せんが、現地に寄つて消息を調べてく

る、そうして日本に帰るということを聞い

たことがあります。それと関して何かお聞き及びはありませんか。

○説明員（宇山厚君） 実は二、三の

方が頼まれて調べられたということを聞い

たことがあります。それと関して何かお聞き及びはありませんか。

○説明員（宇山厚君） 私はまあ議員と、それから外務省の海外旅行許可をする部門との関係で、何か特別な取り扱いをする関係があつて、本人の意思を尊重しご過ぎたという観点があるのじやないかという点で聞きたいのですが、海外旅行をする場合に身辺の保証のない地域に対しては許可を与えない、これが本人の行動ですね、しかし、そのことは本人の身辺に危険が伴うものだとおもないのであります。なお外務省に他に御発言もなければ、本件はこのおおつたわけじやないです。そういう場合、これはとめる方法は全然ないわけですか。今までのところ、在外公館としては。

○説明員（宇山厚君） 実はバンビエ

ンというところで、さらにパテト・ラ

オス地区に辻議員が入りたいと言つて

いろいろ工作しておられたということがわ

きましたのは二ヵ月あとのことなり

ます。先ほど申し上げましたように

辻議員がヴィエンチャンという首都か

ら去られましたのは四月の二十一日で

るでございまして、それからもう大使

館としては、それなのに本人の意思

にまかせてしまつた、本人が行くんだ

がわからなかつた。それからいろいろ問題になりました、八方手配をしてお出でくるのじやないかと思うのです。

○下村定君 辻議員と縁故のある朝枝

という人、これがヨーロッパからの帰

りに、どこから頼まれたか私は知りま

せんが、現地に寄つて消息を調べてく

る、そうして日本に帰るということを聞い

たことがあります。それと関して何かお聞き及びはありませんか。

○説明員（宇山厚君） 実は二、三の

方が頼まれて調べられたということを聞い

たことがあります。それと関して何かお聞き及びはありませんか。

○説明員（宇山厚君） 私はまあ議員と、それから外務省の海外旅行許可をする部門との関係で、何か特別な取り扱いをする関係があつて、本人の意思を尊重しご過ぎたという観点があるのじやないかという点で聞きたいのですが、海外旅行をする場合に身辺の保証のない地域に対しては許可を与えない、これが本人の行動ですね、しかし、そのことは本人の身辺に危険が伴うものだとおもないのであります。なお外務省に他に御発言もなければ、本件はこのおおつたわけじやないです。そういう場合、これはとめる方法は全然ないわけですか。今までのところ、在外公館としては。

○説明員（宇山厚君） 実はバンビエ

ンというところで、さらにパテト・ラ

オス地区に辻議員が入りたいと言つて

いろいろ工作しておられたということがわ

きましたのは二ヵ月あとのことなり

ます。先ほど申し上げましたように

辻議員がヴィエンチャンという首都か

ら去られましたのは四月の二十一日で

るでございまして、それからもう大使

館としては、それなのに本人の意思

にまかせてしまつた、本人が行くんだ

がわからなかつた。それからいろいろ問題になりました、八方手配をしてお出でくるのじやないかと思うのです。

○下村定君 辻議員と縁故のある朝枝

という人、これがヨーロッパからの帰

りに、どこから頼まれたか私は知りま

せんが、現地に寄つて消息を調べてく

る、そうして日本に帰るということを聞い

たことがあります。それと関して何かお聞き及びはありませんか。

○説明員（宇山厚君） 実は二、三の

方が頼まれて調べられたということを聞い

たことがあります。それと関して何かお聞き及びはありませんか。

号」に改め、同条中同項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「計画局」を「都市局」に改め、「第一号及び第十七号の二に規定する事務」を「都市局」に改め、「第一号同条第三号に規定する事務の總括に関する事務」を「に規定する事務」に、「関するもの」、「」を「関するもの並びに」に改め、「並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設技術に関する試験及び研究の助成に關するもの」を削り、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 計画局においては、前条第一号から第一号の三まで、第十七号から第十八号の二まで、第二十五号の二、第二十五号の三及び第二十八号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の總括に関する事務、同条第二十五号に規定する事務（建設業法の規定による建設業法の規定による建設工事用機械に係る技術検定に関する事務を除く。）並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設省の所管行政に関する調査及び統計並びに資料の収集、整理及び編集に関するもの（附屬機關の所掌に屬するものを除く。）並びに建設技術に関する試験及び研究の助成に関するものをつかさどる。

第八条第一項中「並びに同条」を「土木」に改める。

第九条第一項中「並びに同条」を「同条」に改め、指導に関するもの」の下に「並びに同条第二十九号の二に規定する事務」を加える。

第九条の二第一項中「第二十六号の五に規定する事務のうち」の下に「測量に関する技術者及び」を、「幹部」の下に「及び隊員」を加える。
第十一条第一項の表中央建設業審議会の項中「(昭和二十四年法律第二百号)」を削る。

第十四条第一項中「四部」を「五部」に改め、「ただし」の下に「用地部は、関東地方建設局及び近畿地方建設局にのみ置くものとし」を加え、「総務部」を「総務部用地部」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

九月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、臨時行政調査会設置法案

一、大蔵省設置法の一部を改正する 法律案

— 1 —

臨時行政調查會設置法案 臨時行政調查設置法

第一条 総理府に、附屬機關として
官房行政調査室、内閣書記官室、内閣主計室

（所掌事務）臨時行政調査会（以下「調査会」という。）を置く。

第二条 調査会は、行政を改善し、
行政の国民に対する奉仕の向上を

國るため、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調

2 調査会は、前項に掲げる事項に
関して、内閣総理大臣に意見を述べ、又は内閣総理大臣の諮問に答
申する。

3 調査会は、前項の意見又は答申
を、内閣総理大臣から国会に報告
するよう、内閣総理大臣に申し
出ることができる。

(意見等の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条第二
項の意見若しくは答申又は同条第
三項の申出を受けたときは、これ
を尊重しなければならない。

(組織)

第四条 調査会は、委員七人をもつ
て組織する。

(委員)

第五条 委員は、行政の改善問題に
関してすぐれた識見を有する者の
うちから、両議院の同意を得て、
内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉
会又は衆議院の解散のために両議
院の同意を得ることができないと
きは、内閣総理大臣は、前項の規
定にかかわらず、委員を任命する
ことができる。

3 前項の場合においては、任命後
最初の国会で両議院の承認を得な
ければならない。この場合において
て、両議院の承認を得られないと
認められる場合又は委員に職務上の
の委員を罷免しなければならな
い。

4 内閣総理大臣は、委員が身心の
故障のため職務の執行ができない
と認める場合又は委員に職務上の
の委員を罷免しなければならな
い。

義務違反その他の委員たるに適しない
い非行があると認める場合においては、
ては、両議院の同意を得て、これ
を罷免することができる。
委員は、非常勤とする。

第六条 調査会に、会長一人を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その

職務を代理する。

第七条 調査会に、専門の事項を調査するため、専門委員を置く。

のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは

解任されるものとする。

第八条 調査会に調査員を置く。

2 調査員は、学識経験のある者及び行政機関の職員のうちから、内

閣總理大臣が任命する。

4 調査員は、非常勤とする。
調査に従事する。

(資料提出の要求等)

と認めるときは、行政機関、地主業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。）その他これに類する政令で定める団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、各行政機関の運営状況を調査し、又は委員若しくは専門委員によるときは、第一項に掲げる者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

3 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めることとときは、第一項に掲げる者以外の者をもつて充てる。

4 事務局長は、会長の命を受けて事務を掌理する。

（委任規定）

第十一條 この法律で定めるもののほか、調査会に関する必要な事項は政令で定める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次の

第一部分 内閣委員会會議録第二号

ように改正する。

附則第三項の次に次の一項を加え
る。

4 長官は、臨時行政調査会設置法
(昭和三十六年法律第 号) 第
二条第一項の規定に基づき臨時行
政調査会が調査審議することを適
当とする事項については、同調査
会が置かれている間は、行政審議
に諮問しないものとする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法
律第百二十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

(請求のあっせんの申請)

第二条 被害者は、総理府令で定め
るところにより、そのこうむつた
特殊海事損害についてアメリカ合
衆国に対し行なう賠償の請求の
あっせんを調達庁長官に申請する
ことができる。

(請求のあっせん)

(特別職の職員の給与に関する法
律の一部改正)

4 特別職の職員の給与に関する法
律(昭和二十四年法律第二百五十
二号)の一部を次のように改正す
る。第一条第十九号の四の次に次
の一号を加える。

十九の五 臨時行政調査会の委員
(この法律の失効)

5 この法律は、昭和三十九年三月
三十一日限り、その効力を失なう。

特殊海事損害の賠償の請求に關す
る特別措置法案
特殊海事損害の賠償の請求に關す
る特別措置法
(この法律の目的)

第一条 この法律は、特殊海事損害
(日本國とアメリカ合衆国との間
の相互協力及び安全保障条約第六
条に基づく施設及び区域並びに日
本国における合衆国軍隊の地位に
関する協定第十八条第五項Gの規
定により同項の他の規定の適用を
受けない損害をいう。以下次条に
おいて同じ。)をこうむつた日本
國民又は日本國法人(以下次条に
おいて「被害者」という。)で、
その損害の賠償を請求するものに
対し、あっせんその他必要な援助
を行なうことを目的とする。

2 前項の立替金には、利息を附さ
ない。

(立替金の償還等)

第五条 政府は、前条第一項の規定
により費用の立替えを受けた者に
係る訴訟が終了した場合には、そ
の立替金を償還させなければなら
ない。ただし、政令で定めるところ
により、償還金の支払を猶予し、
又は立替金の全部若しくは一部の
償還を免除することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。
この法律は、公布の日から施行する。

の一条を加える。
(関税局の事務)

第九条の二 関税局においては、左
の事務をつかさどる。

一 関税、とん税、特別とん税の
他税関行政に関する制度(他國
との関税に関する協定を含む。)
の調査、企画及び立案をするこ
と。

二 関税、とん税及び特別とん税
の賦課徴収に関すること。

三 関税法規による輸出入貨物、
船舶、航空機及び旅客の取締り
を行なうこと。

四 指定保税地域、保税上屋、保税
倉庫及保税工場に関すること。

五 稽査貨物取扱人の免許を与
え、これを監督すること。

六 稽査統計を作成すること。

七 稽査職員の教養及び訓練に關
すること。

2 会計事務職員研修所は、東京都
に置く。

第三条 調達庁長官は、前条の規定に
よる請求のあっせんの申請があつた
ときは、当該申請に係る請求のあ
せんを行なわなければならない。

ただし、請求の理由がないと認め
られるときは、この限りでない。

(訴訟の援助)

第四条 政府は、前条本文の規定に
よるあっせんより当該あっせんの
申請をした者に係る請求が解決さ
れない場合において、その者がア
メリカ合衆国の裁判所に当該請求
に係る訴訟を提起するときは、政
令で定めるところにより、訴訟に
関する費用の立替えその他当該訴
訟について必要な援助を行なうこ
とができる。

組織は、大蔵省令で定める。

(会計事務職員研修所)

第十六条の四 会計事務職員研修所
は、國の職員に対して、会計事務
に從事するため必要な研修を行な
う機関とする。

3 会計事務職員研修所の組織は、
大蔵省で定める。

第十七条第一項の表中専売制度調査
会の項を削る。

第十九条中「第九条第一項第一号か
ら第九号まで」を「第九条第一号か
ら第四号まで及び第九条の二各
号」に改める。

第二十三条中「第九条第一項第一号
及び第二号に掲げるもの(関税、
とん税及び特別とん税に関するも
のに限る。)、同項第四号から第
九号まで」を「第九条の二各号」
に改める。

第二十五条第一項中「税関長官房及
び左の三部」を「左の四部」に、
「監視部」を「監視部」に改め、
同条第二項中「税関長官房及び左
の二部」を「左の三部」に、「業
務部」を「業務部」に改める。

第二十六条の二第一項中「職務上の訓
練」を「研修」に改め、同条の次
に次の二条を加える。

(財務研修所)

第十六条の三 財務研修所は、大蔵
省の職員に対して、財務局の所掌
事務に從事するため必要な研修を行
なう機関とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 金融機関資金審議会は、この法
律について必要な援助を行なうこ
とができる。

る給付金の支給を請求することができる。

2 第十二条第三項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けたことができる同順位の相続人が二人以上ある場合について準用する。

第三章 不服の申立て

(不服の申立て)

第十六条 給付金の支給に関する処分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して六十日以内に、書面で、調達庁長官に不服の申立てをすることができる。

2 前項の規定による不服の申立ては、時効の中止については、裁判上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立てを受理することができる。

(裁決)

第十七条 調達庁長官は、不服の申立てを受けたときは、必要な審査を行ない、すみやかに裁決をし、不服の申立てをした者にこれを通知しなければならない。

2 調達庁長官は、前項の裁決をしないとするときは、あらかじめ、被害者給付金審査会に諮詢しなければならない。

(政令への委任)

第十八条 前二条に規定するもののほか、不不服の申立て、審査及び裁決の手続に関して必要な事項は、政令で定める。

(設置及び権限)

第四章 被害者給付金審査会
(設置及び権限)

第十九条 調達庁に、附屬機関として、被害者給付金審査会(以下この章において「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、第十七条第二項の規定による調達庁長官の諮問に応じて、該諮問事項について調査審議し及び意見を述べる機関とする。

第二十条 審査会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、調達庁長官が任命する。

第二十一条 前二条に規定するもののほか、審査会の組織及び運営、委員の任期その他審査会に関して必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則
(時効)
第二十二条 給付金の支給を受ける権利は、三年間行なわないときは時効によつて消滅する。

2 第二十三条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

3 第二十四条 租税その他の公課は、この法律の規定により支給を受けたものと同一の標準として、課することができる。

(権限の委任)

第二十五条 第四条に規定する調達庁長官の権限は、調達局長にその一部を委任することができる。

(総理府令への委任)

第二十六条 この法律に規定するもののはか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (調達庁設置法の一部改正)
調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。第四条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百二十九号)の規定に基づき、給付金を支給すること

十六の三 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百二十九号)の規定に基づき、給付金を支給すること

十七の四 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百二十九号)の規定に基づき、給付金を支給すること

十八の二 第四条第十七号の三に規定する給付金に関すること。

二 第十一條中「附屬機関として」の下に、「被害者給付金審査会及び」を加え、同條に次の二項を加える。

三 被害者給付金審査会の権限、組織その他の事項については、連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の定めるところによる。

一 両眼が失明したもの

二 咀嚼及び言語の機能を喪失したもの

三 鼓膜の全部の欠損その他により害を残すもの

四 両耳の聴力を全く失ったもの

五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの

六 両下肢のすべての指の用を失ったもの

七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの

八 両上肢をひざ関節以上で失ったもの

九 両下肢の用を全く廃したもの

十 両上肢をひざ関節以上で失ったもの

十一 両眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの

十二 両眼を失明し、かつ、他眼の視力が〇・一以下になつたもの

十三 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの

十四 両眼の視力が〇・〇一以下になつたもの

十五 両眼の視力が〇・〇〇六以下になつたもの

十六 両下肢を足関節以上で失つたもの

十七 両上肢を足関節以上で失つたもの

十八 両下肢を足関節以上で失つたもの

十九 両眼の視力が〇・一以下になつたもの

二十 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの

二十一 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの

二十二 両眼の視力が〇・〇一以下になつたもの

二十三 両眼の視力が〇・〇〇六以下になつたもの

二十四 両眼の視力が〇・〇〇〇六以下になつたもの

二十五 両眼の視力が〇・〇〇〇〇六以下になつたもの

二十六 両眼の視力が〇・〇〇〇〇〇六以下になつたもの

二十七 両眼の視力が〇・〇〇〇〇〇〇六以下になつたもの

二十八 両眼の視力が〇・〇〇〇〇〇〇〇六以下になつたもの

二十九 両眼の視力が〇・〇〇〇〇〇〇〇〇六以下になつたもの

二 鼾嚙及び言語の機能に著しい障害を残すもの

三 鼓膜の全部の欠損その他により害を残すもの

四 両耳の聴力を全く失つたもの

五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの

六 両下肢のすべての指の用を失つたもの

七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの

八 両上肢をひざ関節以上で失つたもの

九 両眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの

十 両眼の視力が〇・一以下になつたもの

十一 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの

十二 両眼の視力が〇・〇一以下になつたもの

十三 両眼の視力が〇・〇〇六以下になつたもの

十四 両眼の視力が〇・〇〇一以下になつたもの

十五 両眼の視力が〇・〇〇〇六以下になつたもの

十六 両下肢を足関節以上で失つたもの

十七 両上肢を足関節以上で失つたもの

十八 両下肢を足関節以上で失つたもの

十九 両眼の視力が〇・一以下になつたもの

二十 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの

二十一 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの

二十二 両眼の視力が〇・〇一以下になつたもの

二十三 両眼の視力が〇・〇〇六以下になつたもの

二十四 両眼の視力が〇・〇〇一以下になつたもの

二十五 両眼の視力が〇・〇〇〇六以下になつたもの

二十六 両眼の視力が〇・〇〇〇一以下になつたもの

二十七 両眼の視力が〇・〇〇〇〇六以下になつたもの

二十八 両眼の視力が〇・〇〇〇〇一以下になつたもの

二十九 両眼の視力が〇・〇〇〇〇〇六以下になつたもの

三十 両眼の視力が〇・〇〇〇〇〇一以下になつたもの

三十一 両眼の視力が〇・〇〇〇〇〇〇六以下になつたもの

三十二 両眼の視力が〇・〇〇〇〇〇〇一以下になつたもの

三十三 両眼の視力が〇・〇〇〇〇〇〇〇六以下になつたもの

三十四 両眼の視力が〇・〇〇〇〇〇〇〇一以下になつたもの

- 六 一上肢のおや指及びひとさし指以外の指の指骨の一部を失つたもの
- 七 一上肢のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
- 八 一下肢の第三足ゆび以下の二又は二の足ゆびの用を廃したもの
- 九 局部に神経症状を残すもの
- 一〇 男子の外貌に醜状を残すもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足ゆびの用を廃したものとは、第一足ゆびは末節の半分以上、その他の足ゆびは末関節以上を失つたもの又は膝踝関節若しくは第一趾関節（第一足ゆびにあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 六 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

昭和三十六年十月六日印刷

昭和三十六年十月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局